

用語等の説明

1．原子炉施設保安規定

原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の安全を確保するために、運転管理、保守管理、放射線管理等の項目毎に、遵守すべき内容を定めた規定のこと。

2．保全活動

原子力発電所の安全機能を持つ重要な機器等について、その機能を維持するために行う点検、補修等の活動のこと。

3．冷温停止状態

原子炉が運転を停止した状態で、1次冷却材の温度が93以下で継続的に安定した冷却が保たれていること。

4．腐食

使用する環境などにより、金属の表面が化学的に変化し、金属の厚さが薄くなること。
(いわゆる金属が錆びる現象など)

5．疲労割れ

金属にかかる圧力や温度等の変化が繰り返されることにより、金属に割れや傷が生じること。頻繁に小さな変化が繰り返される高サイクル疲労と、長い間隔で大きな変化を受ける低サイクル疲労がある。

6．応力腐食割れ

金属に力が加えられた状態で、腐食する環境下に置かれた場合に、微細な傷が認められること。

7．電気・計装品の絶縁低下

熱や放射線の影響により、電線の被覆のゴムなどの絶縁性能(電気を通さない性能)が低下すること。

8．コンクリートの強度低下

熱や放射線等の影響により、時間とともに、コンクリートの強度が低下すること。

以上